

気候変動の影響を踏まえた治水機能増強のための迅速な調査 を求める意見書

近年の気候変動により、台風の大型化や線状降水帯などによる集中豪雨で、全国各地で激甚な水害が頻発している。このような気象災害のリスク増大に備えるため、市民の生命と財産を守る治水対策は重要性を増しており、喫緊の課題となっている。

令和元年東日本台風接近の際、烏川では氾濫危険水位を超える出水となり、本市にも初めて大雨特別警報が発表されるなど、記録的な大雨により、市内で63か所の避難所に3,300人を超える市民が避難したほか、道路の冠水や住宅の浸水被害、橋梁の流出や河川護岸の崩落など多数の被害が発生した。

国土交通省関東地方整備局においては、気候変動の影響を考慮し、令和6年7月に変更した利根川水系河川整備基本方針を踏まえ、当面の河川整備の内容を定めた利根川水系利根川・江戸川河川整備計画を令和7年3月に変更し、この中で利根川上流部における洪水調節機能のさらなる強化のため、「治水機能増強検討調査」の実施が盛り込まれた。

これを受け、今年度から開始された調査では、事前放流のさらなる活用や放流操作の最適化、治水・利水の容量の見直しなど、既存ストックを最大限に活用した洪水調節の検討を実施するとともに、検討の結果、ダムの改造・新設による洪水調節が必要となる場合には、過去に中止となったダム等についても選択肢から排除せず検討を進めることとされている。

本市には、過去に建設事業が中止となった倉渕ダムがあり、既に用地買収、付替道路工事等が完了し、早期に安価で整備が可能であるこのダムを選択肢として調査を進めることで、流域の治水安全度の向上が期待され、地域の活性化にも資することが可能であると考えている。こうしたことから、倉渕ダムの事業再開を治水機能増強検討調査に盛り込み、調査を迅速に進めることが重要であると考える。

よって、国においては、下記の措置を講ずるよう強く要望する。

記

- 1 早急にかつ、安価に治水安全度の向上が期待できる建設事業が中止となった倉渕ダムについて、検討対象とすること
- 2 本市を含む烏川下流域の治水安全度の向上にも役立つ調査とすること
- 3 農業用水の取水など、水利用に配慮すること
- 4 再生可能エネルギーの有効活用により地域の活性化に資すること

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 7 年 1 2 月 1 5 日

高崎市議会議長 根岸 赴夫

国土交通大臣
国土交通省関東地方整備局長] あて